平成２６年（フ）第５５２４号
東京都台東区下谷３丁目16―13―1003
破産者　高谷　光宏
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５４７号
埼玉県加須市南町１―10
破産者　高鳥　光子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５４８号
埼玉県加須市南町１―10
破産者　高鳥　宣正
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１９号
東京都品川区東大井４丁目１―９―205
破産者　池田　英幸
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６２１号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目234―101
破産者　山口　正雄
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６６０号
神奈川県川崎市高津区千年889　クレストフォルム武蔵新城セントラルコート108
破産者　清水　一嘉
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６６４号
東京都世田谷区赤堤２丁目31―２―203
破産者　森下　智文
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６８２号
東京都八王子市横川町549―21―401
破産者　上地真樹子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２２号
東京都江戸川区篠崎町７丁目６―19
破産者　山崎　裕志
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２３号
さいたま市桜区西堀５丁目２番10号310
破産者　有限会社ベルモック
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５５７号
東京都新宿区若松町15番13号
破産者　株式会社ルネッサンス（旧商号マークス株式会社）
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９３号
大阪市西区立売堀１丁目８番１号
破産者　株式会社クレアトゥール
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９４号
大阪府池田市鉢塚３丁目２番14号
破産者　株式会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５２号
大阪市生野区巽中１丁目23番６号
破産者　有限会社自転車店舗
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６０号
大阪府東大阪市稲葉１丁目４番45号
破産者　有限会社瀬川建設
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７３号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場本場内
破産者　株式会社河辺
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０７号
大阪市中央区東高麗橋３番７号　住長ビル
破産者　株式会社山菱
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５０号
大阪府枚方市岡東町14番16号
破産者　有限会社ＥＢＩＳＵ
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６９号
大阪市東成区東小橋２丁目２番21号
破産者　株式会社ピポット
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９２８号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目７番10号
破産者　日精エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５３号
東京都荒川区町屋６丁目27―４―402、開始決定時の住所東京都足立区西新井１丁目13―１
破産者　細川美恵子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０３８号
東京都渋谷区神南１丁目18番２号　神南坂フレーム２Ｆ
破産者　株式会社エヌワイプ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部